議会議案第4号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額 並びにその支給に関する条例の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に 関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年3月20日提出

提出者

奈良市議会議員 北 良 晃

賛成者

奈良市議会議員 宮 池 明

同 内藤智司

同 土 田 敏 朗

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその 支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に 関する条例(平成20年奈良市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則中第3項を第4項とし、第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(議員報酬及び期末手当の額の特例措置)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

3 平成31年4月から平成32年3月までの間、議員報酬及び期末手当の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

本市の厳しい財政状況の中で、財政健全化の取組みをさらに推進するため、 平成31年4月から平成32年3月まで、議会の議員の報酬月額の額を2パーセント削減しようとするものである。

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表

	現行		改正案
	附則		附則
	(施行期日等)		(施行期日等)
1	略	1	略
	(議員報酬及び期末手当の額の特例措置)		(議員報酬及び期末手当の額の特例措置)
2	略	2	略
		3	平成31年4月から平成32年3月までの間、議員報酬及び期末手当の
		<u>1</u>	額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に10
		_	0分の2を乗じて得た額を減じた額とする。
	(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)		(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
3	_ 略	4	略